

広島県土地改良事業測量作業規程

広 島 県

(目 的)

第 1 条 この作業規程（以下「規程」という。）は，広島県農林水産事務所が行う測量について，その作業方法を定めることによりその規格を統一するとともに，必要な精度の確保等を目的とする。

2 この規程は，測量法（昭和 24 年法律 188 号）第 33 条の規定に基づいて国土交通大臣の承認を得たものであり，広島県農林水産事務所が行う測量は，他に特別の定めがある場合を除き，この規程の定めるところによる。

(準 用)

第 2 条 第 1 条第 1 項に定める規程については，農林水産省農村振興局測量作業規程（2 農振第 2527 号令和 3 年 2 月 2 日付け農村振興局長通知）の定めを準用する。

附則

この規程は，令和 3 年 5 月 28 日から適用する。